

「一 人乗り未満の乗用車もしくは バスへの改造物規定廃止省令」

日本貿易振興機構(ジェトロ) バンコクセンター編

本資料は日本企業及び日系企業への情報提供を目的に作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。

本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。

日本語訳協力: Thai Keizai Publishing Co., Ltd.社

仏暦二五四七年・一〇人乗り未満の乗用車もしくはバスへの改造物規定廃止省令

タイ王国憲法の第二九条、第三一条、第三五条、第四七条及び第五〇条で規定されたところの法律の規定に基づく権限により人の権利と自由の制限に係る規定を有する法令である仏暦二五二七年個別物品税法令の第五条及び仏暦二五三四年個別物品税法令(第二版)によって改定増補された仏暦二五二七年個別物品税法令の第一四四ノ三条の内容に依拠して、財務大臣は以下のように省令を制定する。

第一項

以下を廃止する。

- (一)一〇人乗り未満乗用車もしくはバスへの改造物を規定した仏暦二四二七年個別物品税法令の内容に基づき制定された省令第二六号(仏暦二五三四年)。
- (二)一〇人乗り未満乗用車もしくはバスへの改造物を規定した仏暦二四二七年個別物品税法令の内容に基づき制定された省令第二八号(仏暦二五三四年)。

第二項

仏暦二五四七年〔西暦二〇〇四年〕七月二七日より前に、自動車モデル番号(モデルコード)及び車台(シャーシモデル)の許可を得たバンの形態を有するトラック車及び一〇人乗り以上のバスは、一〇人乗り未満の自動車への改造物とする。このとき本省令の施行日から六〇日以内に納税と共に納税申告書を提出しなければならない。

第三項

本省令は官報告示日の翌日から施行する。〔注ノ官報告示日は七月二七日〕

(おわり)